

静岡地方裁判所委員会議事概要

平成26年3月19日（水）午後1時30分から開催された第26回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は次のとおり

出席した委員

青島伸雄，池田宏行，大石晴久，五條堀孝，小長谷洋，中山祥乃，林道晴，村山浩昭，安岡元彦，渡邊良子（五十音順，敬称略）

議事

1 交通事件について

- (1) 裁判所，静岡県警察及び静岡県弁護士会からの交通事件の現状等についての説明
大村陽一静岡地方裁判所判事，伊丹恭静岡地方裁判所判事，森正晴氏，望月敏行氏及び大橋昭夫氏を講師に招き，それぞれの立場から，交通事件の現状と動向，法改正の概要等について説明を受けた。
- (2) 意見交換（○：委員 △：説明者）

△ 自動車運転過失致死，同過失傷害の量刑の傾向については，被告人の過失が大きい場合や結果が重大な場合に執行猶予を含む懲役・禁錮となっており，被害者側の過失が大きい場合や結果が比較的軽い場合に罰金となっている。

道路交通法違反については，無免許運転，飲酒運転，速度違反が主なものである。無免許運転，酒気帯び運転については，最初の1回目，2回目は罰金刑となる場合が多く，3回目くらいから懲役刑となる傾向がある。飲酒の影響で正常な運転ができない酒酔い運転については，最初から懲役刑となることが多い。速度違反については，軽微な場合には反則金となるので，刑罰を受けるのは速度超過が一定以上の場合である。速度超過が著しい場合には初犯でも懲役刑となっている。

一定の類型に当たる危険な運転で人を死傷させた場合の危険運転致死傷の件数は多くない。危険運転致死は裁判員裁判で審理される。

刑事裁判の最近の動向について，自動車運転過失致死では全国平均と比べて静岡県内の事件数がやや多いものの，自動車運転過失傷害，道路交通法違反の事件数は全国平均を下回っており，静岡県内の事件数は多い順に①西部地区，②東部地区，③中部地区となっている。最近5年間の事件数の推移としては西部地区が全国平均と比べても大きく減少している。

略式命令事件では，自動車運転過失致死は全国平均と比べて静岡県内の事件数がやや多いものの，自動車運転過失傷害については，全国平均と比べてかなり多く，地裁の事件と逆の傾向がある。道路交通法違反の件数は全国平均と比べてかなり少ない。静岡県内の事件数は多い順に①西部地区，②中部地区，③東部地区となっている。最近5年間の事件数の推移としては西部地区の減少幅が大きい。

全国と比較すると，静岡県内では故意による悪質な運転は少ないが，罰金刑となるような事故，単純な過失による軽微な交通事故が多いというのが特徴であり，県内では西部地区の交通事犯が圧倒的に多かったが，減少幅が大きく，現在では地域

差がなくなりつつあると言える。

最近、法改正が頻繁に行われている背景には無免許運転による重大事故、意識障害を伴う発作を起こす持病を有する者による重大事故が発生していることがある。飲酒運転であったことを隠すために逃走したり、その場で更に飲酒して飲酒運転であったかどうかわからなくするなどの「逃げ得」防止の必要性もある。

さらに、自転車の事故が増加傾向にあると言われていて、年間13万件以上発生し、自転車対歩行者の交通事故も増加している。

このような傾向を踏まえて、平成25年12月1日から無免許運転の法定刑が引き上げられ、無免許運転者に自動車を提供したり、一緒に乗ったりした者も処罰されるようになった。11月27日に公布されたばかりの法律では、アルコール・薬物・病気によって正常な運転が困難な場合に法定刑を重くした危険運転致死傷罪を適用すること、「逃げ得」を防止すること、事故を起こした時に無免許であった場合に法定刑を重くすることが定められた。

○ 西部地区での減少幅が大きいのは何か原因があるのか。

△ どのような事情で西部地区が減少しているのか承知していないが、自動車事故に限らず、道路交通法違反事件も減少しているので、全体として取組がなされているのではないかと思われる。

△ 過去10年間の静岡県内の人身事故は減少傾向にあるものの高止まりの状態であり、死亡事故もおおむね減少傾向にあったが、平成25年は突出して死亡事故が増加してしまった。死亡事故が増加した要因として、65歳以上の方が被害に遭って亡くなる事故が多発したことが挙げられる。

静岡県内の全事故類型の比率と東部・中部・西部の事故類型比率を見ると、車両対歩行者の事故では東部において横断歩道上の事故が高い比率を占めている。車両相互の事故ではカーブの多い山間地や伊豆方面を擁する東部方面の正面衝突事故が多く、西部地区では追突事故の、中部地区では右左折時の事故の比率が高い。

自転車関連の事故については、平成25年に約5千件の人身事故が発生し、18人の方が亡くなっている。静岡県では実车型的な交通教室を開いたり、道路管理者に優先的に自転車の通行レーンを整備してもらうなどの対策を先行的に進めており、自転車事故は減少傾向を示している。

自転車事故の負傷者の約25%は高校生であり、各学校と警察とで連携を取っているがなかなか減らない。また、自転車事故の死者18人中15人は65歳以上の方が占めている。自転車利用者が原因となった事故で最も多いのが一時停止違反である。交差点で一時停止せずに自動車とぶつかったりする事故が多く、全体の3割を占める。

65歳以上の高齢ドライバーの事故は年々増加している。高齢ドライバーは増加しているが、その増加率以上に事故が増えている。事故の原因となった違反で比較すると、高齢者以外と比べて高齢者は信号無視、一時停止違反が多くなっており、高齢者は信号や標識の見落としによる事故の比率が高いと言える。

平成25年中に静岡県内で交通違反として警察が検挙した数は約32万8千件である。主な違反としてはシートベルト未装着が約6万件、速度違反が約5万8千件、

一時停止違反が約5万3千件、運転中の携帯電話使用が約4万2千件となっている。シートベルト未装着や携帯電話使用はというっかりというものではないので、そこには運転手の規範意識が表れており、安全に対する意識がまだまだ高まっていないというのが現状である。

自転車の交通事故を含んだ違反は約200件検挙している。主な違反は一時停止違反や信号無視であり、約半数が社会人、高校生が約4割となっている。

最後に道路交通法の改正について説明する。道路交通法は平成27年までに4回に分けて順次改正されることになっており、平成25年12月1日に施行されたものでは自転車の路側帯が左側に限定されたことが大きな反響を呼んだ。自転車の法改正がある度に県民の意識は確実に上がってきており、それに伴って事故も減ってきている。平成26年6月1日に施行されるものとして免許更新時に持病の有無を回答することが明文化された。平成26年9月1日に施行されるものとしてはラウンドアバウト交差点のルールが明確化される。平成27年6月13日までに施行されるものとしては自転車運転者への講習の義務付けがあるが、詳細は決まっていない。

△ 交通事件捜査について説明する。交通事件捜査は長時間道路を封鎖することもあるため、市民生活に影響や障害を及ぼすことになる。平成25年中に静岡県内で発生した人身事故は約3万5千件、物損交通事故は約8万件である。おおよそ373万5千人の静岡県民の15人に一人が何らかの事故に遭っている計算になる。一日当たりでは315件の人身・物損交通事故が発生している。これら全ての事件について詳細な事故捜査を行うと、恐らく静岡県内の物流はストップしてしまうことになるので、物損交通事故の場合には実況見分をしない。不注意や判断ミスによる物損事故は犯罪捜査の対象にはしておらず、検察庁に送致もしないし、被疑者として取り調べたりもしない。物損交通事故であっても信号無視や一時停止無視といった悪質で危険な事案については被疑者として取調べを行い、実況見分を行うが、8万件の内の150件である。

静岡県内で危険な運転をして物損事故を起こすのは一握りの人であって、大半の物損事故はうっかりした不注意で起こしたものであるため、実況見分調書は作成せず、車両破損を確認した上で事故証明書を作成するだけである。

弁護士会からの照会があった場合には、進行方向や破損した状況について誠実に対応している。弁護士個人からの照会であっても、弁護士会からの照会を行う暇がない場合であって、委任・受任の関係が明確で、訴訟によって被害者救済がなされる場合であれば、弁護士会の了承を得た上で、車両の破損部位、進行方向、道路形状など、警察が認定している事実については回答することになった。どこで衝突したか、どのような不注意があったかについては、実況見分を行っていないため回答することはできないが、紛争解決のためになるべく回答するように心掛けている。

平成25年に弁護士個人や労働基準監督署、簡易裁判所から照会を受けた件数は、人身事故も含めて950件ほどであり、これについては警察として事実認定をしている範囲でなるべく回答している。

△ これからの説明は飽くまでも私の考えに基づくものであり、弁護士会全体の意見

ではないことを注意していただきたい。

平成25年中の交通事故による死者が184人、負傷者が45,654人ということだが、その被害者や遺族の全てが県内の弁護士に相談しているという状況にはない。私は数年前から法律事務所のホームページで情報を発信してきたため依頼者が多いが、県内の被害者数を考えるとほとんどの人が弁護士に相談していないことが分かる。

民事訴訟の事件数は減る傾向にあるが、交通事件に関する民事訴訟の件数は増加していると思う。大きな要因は任意保険における弁護士費用特約付き保険が一般化したことである。相談に訪れる人の85%から90%くらいの人が入っている。300万円までの弁護士費用を含む裁判に必要な費用が補償されていて、裁判が起こしやすくなっている。被害者にとっても弁護士にとっても利点がある。特約があるから裁判に果敢に打って出ることが可能になっていると言える。

民事交通事故訴訟損害賠償算定基準（日本弁護士連合会交通事故相談センター東京支部の「赤い本」）に示されている裁判所の認定を集積した損害賠償基準によらず、自社基準や自賠責基準で賠償額を提示する損害保険会社があるが、一般の方にはそういった基準があることがわからない。弁護士が関与してより大きな金額を取ると弁護士の力かと思われるが、実際にはこういった基準があるのである。全国一律に救済が図られなければならないことだが、そうはなっていない。

追突事故によるむち打ち症について、保険会社から治療している医師に治療費打ち切りの圧力をかけることがある。そうすると本当に治療が必要な人が困ってしまい、弁護士に相談することになる。損害保険料率算出機構自賠責損害調査事務所による後遺障害の認定も被害者に厳しくなっていて、そういったことから裁判所で解決しなければならなくなっている。

また、弁護士事務所のホームページで交通事故についての詳しい情報を知ることができるようになってきている。そういった情報を持っている方が多くなっていることも交通事件訴訟が増加している要因になっていると思う。

弁護士が受任するまでの経過としては、事故直後から弁護士がサポートするのが理想的であるが、通常は保険会社が損害賠償額を提示してから弁護士のところに来ることが多い。その時点では後遺障害の認定がされてしまっていて弁護士が活躍できる余地がほとんどない。

交通事故証明は過失を証明するものではないと記載してあるが、実際には甲「第一当事者」として記載された者の方が過失が重いということになっていて、その点に争いがあるのであれば弁護士に相談するべきである。そうすれば証拠の保存というアドバイスができる。むち打ち症の場合であれば、治療においてレントゲンが撮っているがMRIは撮っていない。MRIを撮っていなければ後遺障害が認められないのが現状である。最初にMRIを撮っておかないと首や腰の状態がわからないので、まずMRIを撮るようにアドバイスをすることができる。画像資料がどうなっていたかが裁判上重要な認定資料となっている。

その他、後遺障害等の可能性についてのアドバイスや事故に遭ったことで心配していること、保険会社の対応で疑問に思っていることについて直ぐに連絡してほしい。

いとアドバイスして安心感を与えることも重要である。必要であれば病院にも同行するというアドバイスも実践するように事務所の弁護士に指導している。

次に後遺障害等級認定時の弁護士のサポートについてであるが、これが一番大事である。後遺障害診断書を作成する医師に宛てた弁護士作成の文書を依頼者に渡す、あるいは診察に同行してお願いするといったきめ細かいサポートをしていかないといけない。

後遺障害については事前認定といって、保険会社が資料を集めて静岡調査事務所に送付して認定を受ける方法を採用している。被害者としては自身で画像や診断書を集めなくてもよいメリットがあるが、保険会社に主導権を握られている。やはり被害者請求が原則で、弁護士が後遺障害の診断書を取って、弁護士としての意見書を付して調査事務所に提出するべきだと考えているが、現実には難しい状況である。

訴訟外の示談の実情については、軽微な内容の損害賠償事案については、保険会社との交渉でほぼ解決している。後遺障害等級を争う場合や、高次脳機能障害等の損害額が高額になる場合には訴訟によらなければ解決が難しい。静岡県弁護士会あっせん・仲介センターではそれほど多くの件数を扱っていない。後遺障害等級が争われる事案は扱わないため、やはり裁判によらざるを得ない。

任意保険における弁護士費用特約付き保険については先ほども述べたが、これが訴訟の増加に大きく寄与している。特約の最大の利点は弁護士費用のみではなく、高額な鑑定費用をまかなえるところである。障害等級認定によって得られる保険金額を考えると費用の高額な鑑定を安易に勧めることはできないが、特約によってまかなえるのである。

自転車事故の増加と損害賠償保険について述べる。学生の自転車事故に備えて学校で保険加入を進めている。自転車事故で重大な結果が生じれば高額な賠償をしなければならないが、加害者側に資力がないと、遺族はもちろん、加害者、その家族も気の毒なことになる。自転車についても自賠責保険のような保険を作って普及させ、被害に遭った方を救済する必要があると考える。

△ 交通事件関係の民事訴訟の動向について説明する。静岡地裁本庁及び全国の新受事件数は平成21年から一貫して増加している。静岡管内全体を見ると平成21年から平成23年までは横ばいで平成24年以降増加している。静岡地裁本庁で前年比17.9%増、平成21年比で70.1%増、静岡地裁管内で前年比15.1%増、平成21年比58.4%増、全国では前年比8.1%増、平成21年比47.9%増と増加傾向にある。

平成25年に終了した全国の事件の66%で和解が成立しており、静岡地裁本庁では84.9%、静岡地裁管内では76.3%の事件が和解で終了している。和解率の高さが静岡の特徴である。

簡易裁判所の事件の弁護士受任率を見ると、原告側に弁護士が付いた事件は平成21年比で全国、静岡地裁管内ともに14.4%増加している。これは先ほど説明があったが、任意保険における弁護士特約を利用している事件が増加していることが原因だと思われる。交通事件については地裁の民事訴訟事件も増加しているが、これについても弁護士特約を利用している事件が増加していることが原因だと思わ

れる。

次に、交通事故訴訟の特色について説明する。訴訟で争われることが多いのは、事故態様、障害や後遺障害の内容、基礎収入の認定である。

訴訟審理のポイントとしては、客観的な損害賠償基準の存在、訴訟前の準備の重要性、刑事記録の利用が挙げられる。

先ほどの説明でも赤い本が紹介されたが、交通事故訴訟においては裁判例の積み重ねによって確立された損害賠償基準が存在するので、治療に必要だった期間、後遺障害の程度など、基準を当てはめる基礎となる事実関係や当該事件に特有の増額・減額要素となるような具体的な事実の存否が審理の中心となる。

交通事故訴訟は訴訟前の準備が重要な訴訟類型である。交通事故においては自賠責保険の被害者請求という制度がある。多くの事件を公正迅速に処理するという要請から、一定の画一的な取り扱いがされていて、訴訟よりも被害者に有利な運用がされている。例えば、過失相殺については、被害者の過失割合が7割未満である場合には損害賠償額の減額はされないとか、7割以上であっても最大で5割までの減額にとどめる運用がされている。また、既往症が存在するために因果関係の判断が困難な場合でも原則として5割の減額にとどめるという運用がされている。先ほど説明に出た後遺障害等級認定制度も、事前に認定を受けておくことは訴訟を見据えた上で意義がある。認定について被害者側に不満がある場合に、あらかじめ認定を受けておくことによって被告側の対応が予測できるので訴訟の争点が明確になり、迅速な解決に役立つことになる。

事故対応の把握のためには民事訴訟においても刑事記録が非常に有益である。事故態様は、過失の有無や割合が争われる場合に正面から問題になるが、それ以外にも傷害や後遺障害の有無・程度が問題となる事案でも判断の基礎となる事実として事故態様が問題となるからである。刑事記録については、刑事裁判が確定していればだれでも閲覧が可能であるが、刑事裁判が係属中であるものや不起訴処分が終わったものについては、弁護士照会によって実況見分調書が開示される運用がされている。実況見分調書には事故現場の状況や当事者の事故当時の指示説明が記載されており、事故対応を客観的に明らかにするものとして民事事件においても貴重な史料である。実況見分調書が作成されるのは人身事故に限られ、物損事故については物損事故報告書等の書類が作成され、図面が添付されると聞いている。管内の裁判所に確認したところ、物損事故においては警察官の作成による図面が資料として提出されたケースがいくつか見られたが、物損事故報告書自体が提出されたケースは見当たらなかった。事件全体では図面が提出されることは必ずしも多くないということが分かった。

物損事故報告書は全件について作成されているのか、事件を選別して作成しているのか、その体裁・内容はどのようなものか、当事者である弁護士からの照会・取り寄せは活発にされているのかについて、事情が分かればこの機会に伺いたいと考えている。

物損事故については請求金額の関係から簡易裁判所で取り扱うことが多いが、人身事故に比べて客観的な証拠が当事者から出にくいと言われており、この物損事故

報告書等が民事事件で利用されることがこれまで以上に高まれば、審理の充実に資するのではないかと考えている。

最後に交通事故訴訟の最近の問題について説明する。医学の進歩に伴って複雑な症状を呈する後遺症について研究が進み、診断基準の当てはめにおいて専門家でも意見の分かれるもの、診断基準自体が確立していないものなど、後遺障害の認定・評価が難しい事案が増加している。脳脊髄液減少症、高次脳機能障害、複合性局所疼痛症候群などである。これらは、①画像所見から必ずしも病変が明らかでない、②特徴的な症状が事故直後から発生しないこともある、③事故態様の程度と必ずしも比例しない重い症状が出る可能性がある点が特徴的である。このうち脳脊髄液減少症は、脳脊髄液が脊髄から漏出して脳が沈下することによって生ずるとされる諸症状であり、起立時に頭痛、吐き気、めまい、耳鳴り等が生ずるとされ、事故から長期間経過した後に診断されることが多く、その存在自体が争われることが大半である。複数の診断基準が公表されていて、診断基準が確立されていないことが争いの原因となっている。裁判例では国際頭痛分類基準等において判断しているものが多かったが、従前の診断基準よりも広く発症を認める基準を用いるべきであるとの医師のグループからの主張がある。その医師を受診している被害者が原告となった事件で争点となることが多い。脳脊髄液減少症は、起立性頭痛の存在やブラッドパッチ治療が効果を示すことが基準として挙げられていたが、診断基準改定によって除外された。除外された基準は裁判例でも判断要素として取り上げられることが多かったため、診断基準改定が裁判所の判断にどのように影響するか注目しなければならない。

自転車を加害者とする交通事故は社会的な関心が高まっているテーマである。民事訴訟事件における課題は、自動車の交通事故では確立している損害賠償基準が自転車事故については存在しないことである。損害賠償基準が確立していないため、事件が増加していった場合の対応、事件動向について注目していかなければならない。

- 裁判所としては民事訴訟の評価がやりやすいので物件事務報告書を警察から出してほしい。一方で実況見分を行えば市民生活に影響を及ぼすということだが、この点についてはどのように考えているか。
- △ 物損事故報告書といってもメモ程度のもので、物損事故証明書と内容的には大差なく、図が付いているものである。簡易裁判所から送付嘱託を受けた場合は、これを提出するよりは、比較的しっかりとした道路形状と進行方向が記載された図面を提出しているというのが現状である。物件事務報告書は8万件全てについて作成しているが、これは物件事務証明書を出すためのデータを入力するためのものである。これを見ても事故の情報は分からないと思うので、裁判所から送付嘱託があった場合には全てについて図面を提出している。
- 後遺障害は診断が難しいところがあり、認めてくれやすい病院を見つけて、そこに行けば認めてもらえるということになるが、公平性という点からは偏りがあるのは良くないと思われる。この点について弁護士としてはどのように考えるか。
- △ どの病院に行ってもどうだということはない。私がお願いしていることは克明に記

載してほしいということである。カルテにしても日ごろ患者が言っていることを克明に記載してあるということが重要なのである。多くは後遺症についても数行しか書いておらず、判断の材料にならないため、診断書の作成の時に弁護士が関与することが必要となる。この点については、医師会と弁護士会とで連絡を取り合わなければならないと思う。

- 調査事務所の認定というのは裁判所としては重く受け止めているものなのか。
- △ 後遺障害の認定については必ずしも調査事務所の認定を重視しているわけではない。被告側は通常保険会社が関与しており、調査事務所の等級認定が出た場合にそれよりも上の等級を自主的に認めることはないので、これを有利な証拠として利用すると思われる。裁判所としては調査事務所の等級認定以外に説得的な証拠があるのかに注目することになる。
- △ 被害者からすると他の証拠を見つけるのが大変なので、弁護士としては苦労するところである。味方になるような医者を見つけ出して、カルテ等を渡して診断書を書いてもらったり、主治医に書いてもらえれば良いのだが、残念ながらそういう状況にはない。弁護士の努力不足以外の問題が存在していることを理解してもらって、裁判所が鑑定を行っていただけるとありがたいと考えている。
- 自転車の事故は身近な問題として感じており、自転車事故の当事者になる可能性も高いのではないかと感じているが、昨年自転車保険に入ろうとしたところ、保険会社が消極的であったという経験があるので、この点については危惧している。
- 自転車事故は保険会社の事前認定が使えない。保険に入っていないと等級認定をしてくれないので、原告自身が立証しなければならず非常に負担がある。事前認定を取っていない場合には、裁判になってからであっても申出してくださいと勧めていた。それが一つの保険会社の基準となって原告の主張するような等級が出てくれば問題にならないが、齟齬があった場合にどのような見立ての違いがあるかがはっきりするので医師や主治医の協力を得るといったことができるのではないかと思う。

保険については自動車保険に個人賠償責任保険約款を付帯契約としてつけられる保険を選ぶと低廉な金額で入れる。賠償限度額も通常1500万円と低いものだが、最近では5000万円、1億円といったものも売られている。自動車保険に入っていない方は、傷害保険に付帯して個人賠償責任保険を売っているものがある。大手の保険会社ではほとんど売っているので、個人賠償責任保険は付けた方がよいと思う。最近では高額賠償事件などもあり、加害者になる場合もあるので、そういった保険を選ぶ必要があるのではないかと思う。

- 以前の経験では物件事務報告書をスムーズに提出されていて、その際に簡単な見取図が付いていた記憶だが、今でも作っているのか。
- △ 作っているが、更に詳しい図面を起こして裁判所に送付している。

2 次回テーマ

次回テーマは、「簡裁民事手続」について取り上げることとされた。

3 次回期日

追って調整